

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

アメリカにおける可視化～ニューヨーク市警の現状

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

かつてニューヨークを訪れた日本人にとっては、「ニューヨーク＝犯罪都市」というイメージであろう。しかし、近時の「世界の中心」は、極めて安全な街である。地下鉄は24時間営業、夜中に飲み歩いても身の危険を感じることはほとんどない（あえて危険地帯といえば「トランプタワー」の周りくらいだろうか）。この治安改善の過程で、ニューヨーク市警（NYPD）は大幅増員され、内部の腐敗も改善されたといわれている。

では、そのようなNYPDにおける、可視化への取組はどのようなものであろうか。

筆者は、留学中、ニューヨークに計2ヶ月滞在し現状を視察した。インタビューや現地視察に対応して下さったのは、NYPDの法律顧問弁護士（元検察官だが、実質はNYPD内のインハウスロイヤーといった印象を受けた）である。

ニューヨーク州においては、2017年まで可視化を義務付ける法律はなかった。2018年4月の改正法施行によって、重罪事件（Felony）のうち7類型が録音・録画対象事件となった。

他方で、2017年段階においても、NYPDは、内部規則に基づいて重罪事件は全て録音・録画している。法改正を見越して、何年もかけて現場警察官の教育も行ってきたとのことであった。

チャイナタウン内にあるNYPD第5警察署（5th Precinct）で、取調室も視察した。部屋は8畳程度で、日本同様真ん中に机が置かれている。カメラは3台あり、1台目は取調官の後方上部から取調室全体を撮影している。2台目は、取調官の後方から被疑者のみを撮影しており、かつ他の部屋から撮影方向、ズーム等を操作可能である。3台目は、被疑者と取調官が均等に映り込むように真横から撮影されており（いわゆる「カメラパースペクティブバイアス問題」におけるイコールフォーカスである）、かつエアコンのリモコンと一体化

している。そのため、注意深く見なければ、カメラの存在に気づくことはない。取調室の規格は、NYPD全体で統一されており、設置費用は一室約5万ドルである。なお、録音・録画がなされていることは、被疑者には伝えないが、被疑者が拒めば録音・録画は止めるとのことであった。

取調べの状況は、別室に中継されており、スーパーバイザーが見ることもある。スーパーバイザーは、重要な点についてメモをとったり、カメラを操作したりする。被疑者が立ち上がれば撮影方向を変え、泣き始めれば顔をズームする。

いくつかの記録媒体も見た。撮影は、被疑者の取調室入室時点から退室時点までである（当然、ミランダ告知はすべて録画されている）。一つ目の媒体では、被疑者がミランダ告知直後に権利行使し、すぐに取調べが終了した（説得はなかった）。二つ目の媒体では、被疑者が弁解を述べ続けた。取調官は、一通り弁解を聞き、問い詰めることもなく十数分で終了した。三つ目の媒体では、被疑者が散々弁解した後、取調官が反対尋問的な取調べを開始した。すると、弁解に窮した被疑者は「もう話したくない」と述べた。これを黙秘権行使と解釈した取調官は、即座に取調べを終えた。

印象的だったのは、弁護人選任権（立会権）ないし黙秘権行使に対する、あまりにもあっさりとした撤退である。もちろん、ミランダの諸権利が保障され、権利行使の意思が明確となった以上、その場で取調べを終える対応は法的に正しい。しかし、対立当事者である以上、供述をとりたいたいと思うのは（正しいかどうかは別にして）自然な感情であると思われる。弁護人の目線ですら、清々しささえ覚える爽やかな撤退ぶりには、国による捜査機関の姿勢の違いをまざまざと見せつけられる思いだった。

次回以降では、実質証拠問題、警察における取調べ手法の変化等について紹介したい。